

衆議院
第十三回国会

午後一時五十八分開議

委員長代理 理事 田中 角榮君

理事村瀨
宣親君
理事前田榮之助君

逢澤 寛君 浅利 三朗君

字田 恒君 上林山榮吉君

小平 久雄君
瀬戸山三男君

内藤 隆君 西村 英一君

福田 繁芳君 増田 連也君

出席國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

出席政府委員

總理府事務官(特別)
中村 文彦君

[illegible]

師岡健四郎君

委員外の出席者

總理府事務官(特別)

調達庁労働部次長）
山田 二良君

建設事務官(大臣
官房文書課長)
小林與三次君

官房及書記官
建築事務官（住宅）

鬼丸 勝之君

專門員 西畑 正倫君

專門員 田中 義一君

五月十六日

飛鳥村、南陽町間日光川に逆潮止樋

門設置に関する請願（江崎真澄君紹

介)(第二七六九号)

の審査を本委員会に付託された。

閏月十七日

住宅建設事業に対する補助増額の陳

情書(今治市議會議長矢野米一)(第

一九二二号)

災害復旧工事の財源措置に関する陳

第一類第十六号 建設委員会議録第

としては、まことに首尾一貫しない、一つの瑕瑾のある法律であります。でありますから、私がこれは強力な希望意見を付して賛成せざるを得ないというのは、このためであります。そこで特に政府はこういう問題に對しましては、せつかく獨立したのでありますから、もう少しすつきりとした姿で、退職金についてあいまいな姿を残さないように、至急に予算措置を講じまして、この附則の第三項は第三項としておいて、ただちに國民に明らかな、すつきりした感じを與えるような処置をとるといふ、強力な希望意見を付して賛成をしておきます。

○田中委員長代理 これにて討論は終局いたしました。ただいまより本案につき採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の方は、起立を願います。

〔総員起立〕

○田中委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決することに決しました。

次にお諮りいたしますが、本案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさようとりはからいます。

○田中委員長代理 次に建設省機構改革に関する件について調査を進めます。

す。

この際お語りいたします。先ほど懇談の席上申しました通り、建設省設置法の一部を改正する法律案が、内閣委員会の審議にかかつておるのであります。当委員会いたしましたしは、重大なる案件でありますので、連合審査の要求をいたすつもりでありましたところ、当該委員会にかかつております付託案件が非常にたくさんありますために、時間的な余裕なしとの回答を得ましたので、当委員会としては、次のごとく内閣委員会に対し、修正意見を申し述べたいと思ひます。修正案を朗読いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案、建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を、次のように修正する。一、第五條の二を、第五條の三とし、第五條の次に次の一條を加える。第五條の二、建設省に技監または技術総監一人を置く。二、技術総監は上官を助け、建設省の所管行政にかかる技術を掌理し、かつ第十條第一項に規定する会議を主宰する。

以上であります。以上の通り内閣委員会に要求いたすことに御異議ありませんか。

○上林山委員 建設省設置法案はきわめて重要な案件でありますので、当委員会において、建設大臣に対して私は建設行政一般に関する問題として、先般の委員会において発言をしたのであります。その発言の際において、ただいま伝えられておる設置法は、まとまつた案ではないし、結論でもないものである、よつてできるだけ正しい輿論を背景にして、これが改正をするつもりである、こういう発言が建設大臣

からあつたのであります。そのときの発言の内容について、私が特に強調した問題は、今日日本の行政を見てみると、農林省の行政は、不満足ながらも相当よくやつて行つておる。建設行政も部分的には飛躍して来たが、まだ、道なおよしの感じがする。それで特に私は都市行政に対するところの政府の考え方を是正しなければならぬ。そういう立場から設置法改正の、伝えられる案を見ると、都市局を廃止して計画局といふことになつておる。これはわれわれとしては、文化の中心であり、しかもその及ぼす影響のはなはだ大である都市行政といふものに、政府が冷淡な態度をとつておるのかとよく見えるから、その点どうだということ、その当時主張したのであります。この点に対しては、まだ案が固まつていないのであるから、善処するとの大臣の答弁であつたと私は記憶するのであるが、ただいま出されておる案は、その当時自分らが危惧した通りそのまゝの案が出ておる。こういう意味において、私はこういう部分的な単なる修正に対しては反対である。もう少し根本的な修正をなし得るような処置を当委員会としてとつていただきたい、こういうふうな考えがあるのであります。そこで連合審査会を拒否されたとするならば、もう一応連合審査会を開くようにするか、さもないければ、もつと徹底した修正案を出すようにするか、あるいは委員をさしくりしてもいいから、内閣委員会にわれわれの有志委員が入つて、そうして適当な方法をとるなり、もう少し私は積極的な態度をとつてもらわなければならぬ、こういうふうな考えをします。だから本日この案を、わず

か一技監を置くというふうな、こういう微細的な案を修正案として出すといふことは、当委員会の慎重さを欠く問題だと考える。むしろ私は、この都市局の問題は、これは都市庁を設置して、農林行政では、御承知の通り、食糧庁長官がおり、林野庁長官がおり、水産庁長官がおり。しかるにわが建設省において、しかも近い将来国土省的性格も含んで来ておるこの際においては、私はまずそのうちの一番重要である都市局を廃止するなどということ、は、言語道断であり、むしろ飛躍して、都市庁を設置すべきであるといふ全国的運動が展開されておる。これは全国の市長会及び全国の戦災都市市長会、こういうものどもが満場一致可決して、政府にただいま猛烈な陳情をしておる際であります。そういう意味合いかからいたしまして、私はただちにこの案を修正案として出すことに反対であります。できるだけ委員長において、急ぐことなくひとつ善処せられるような方法を講ぜられることを希望いたします。私の一応の意見を終ります。

○田中委員長代理 速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長代理 速記継続。ただいま建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会から内閣委員会に修正の申込みをいたそういたしましたところ、上林山委員より別の修正御意見がおりますので、本意見は統一をして、しかる後に当該委員会に申込みことにいたします。

疑を続行いたします。

○上林山委員 建設省設置法の一部を改正する法律案について建設大臣に質疑を試みたいと思ひます。過ぐる当委員会において、私は建設行政一般についてという質問の中で、建設省設置法の一部を改正する法律案の問題について質疑を試みたわけでございますが、その際管理局、河川局、道路局、都市局、住宅局、これを計画局、河川局、道路局、住宅局、営繕局、こういうふうな改めるといふふうな世間に流布されておるが、この点はどうか、こういう質問をいたしました。ところが当時の事情を明らかにする意味で申し上げますならば、大臣はこれに對し、御意見のある点は考慮して、できるだけその意に沿つた案を出すべく政府は努力するつもりである、こういう趣旨の御答弁であつたのであります。が、私の当時考えた通り、ほとんどそのの当時用意されておつたであろうところの案が今日設置法案としてここに出ておりますが、これに對する事情はどういうふうであるのか。私が当時指摘した通りになつておるにかかわらず、大臣は何かゆえにあまいな答弁をされておつたか、この点をまず承りたいのであります。

○野田國務大臣 ただいまのお話の点は、私も若干記憶があるのであります。が、お尋ねになりました当時におきましては、いろいろ議論されたり、研究の過程にあつたと思ひます。

○上林山委員 當時は議論の過程にあつた、しかし発表せられた案は當時も今もかわりはないのだが、その間の事情はどういうわけです。

○野田國務大臣 発表せられた案といふのは、まだこのころなかつたものではなかつたかと思ひます。何か新聞がいろいろ書いたとかいふようなことはあつたかと思ひますが、まだ発表された案といふものはなかつたと思ひます。

○上林山委員 新聞の記事とこの設置法の改正案とが偶然の一致であつた、こういうふうな言われるのですか。

○野田國務大臣 私はその当時の新聞がどういふふうな書いておつたか、今よく記憶いたしておりませんが、まだ発表はしておらなかつたと思ひます。

○上林山委員 私が具体的に、計画局、河川局、道路局、住宅局、営繕局、こういうふうになるのだと言われておるが、その言つたのに対して、そういう話はまだない、速記録を私持つておられますが、そういうふうな言つておられる。そのときに申し上げた通り、これから私申し上げますが、まづ住宅局と営繕局とをわけた理由、これはどういふわけであつたか、この点を伺ひたい。

○野田國務大臣 住宅局と営繕局をわけたと思ひますが、営繕部は御承知のように管理局の中にある営繕部であります。住宅局は住宅局として今あるわけでありまして、一緒にしたらどうかという議論はありましたが、しかしそれは途中においていろいろ案が出たことは御承知の通りであります。が、住宅の重要性から見て住宅局、営繕の重要性から見て営繕局を設けることにいたしましたのであります。

○上林山委員 住宅局と営繕局は一緒でよろしい。理由は、名前が悪ければ住宅営繕局でもいいし、場合によつて

は仕事の性質上建築局でもよろしい。われ／＼はこういうふうな考えておるのではありませんが、これをわざ／＼二つにしなければならぬほど大きな局であるかどうかという点をまず考えると同時に、何がゆえに今まで都市局というものがあつたか。全国二百七十七都市あります。この都市行政は、御承知の通り、ある意味においては日本のその地方々々の文化の中心でもある。これがうんとせられておるといふことは、われ／＼はまことに遺憾にたえない。農林行政はこれもまだ不足ではあるが、都市行政に比較してみますと、相当これは充実しつつある。しかしながら日本の都市は、ごらん通り震災を受け、災害を受け、しかも都市計画等も実には不十分なときでありました。私は吉田内閣が今までの内閣に比較して、都市行政に関心をもち、仕事をし、予算を組んだことは知つておりますが、しかしながら先ほど申し上げた農林行政に比較して見る場合に、まだ／＼不徹底のうらみのあるこの際、何がゆえに都市局を廃止するのであるか、われ／＼は政府の意思がわからぬ。少くとも農林省には食糧庁長官があり、あるいは山の問題は林野庁の長官があり、海の問題は水産庁長官がある。そういうような見地から考えますと、われ／＼といたしましては、少くとも都市行政に対しては都市庁の長官を置く、それくらいは考えをもつて善処しなければ都市行政の充実というものはできないと私は思います。こういう観点からいって、何がゆえに都市局というものを廃止したか、われ／＼は大臣の意向がわからぬ。この点をひとつ承つておきたい。

なお、つけ加えて申し上げておきますが、本問題は全国の市長は全部反対であります。同時に全国の市会議長も全部反対、全国の戦災都市の大会も全部反対であるという意向をつけ加えておきますが、まず政府の意見を伺つた上で、われ／＼は当委員会の了解を得て修正案を提出したい、こういう意向を持つておりますので、單にこれは質疑でない、真剣な考えを政治的に含んでいふのだという意味でお答えを願いたいと思ひます。

○野田国務大臣 今度の機構改革でまゝとりました最後案で、今御審議願つておりますのは、管理局というものがなくなりまして、その仕事がついにわかれておるとは御承知の通りでありまして、管理局の中には、今當審議部というものが五課を擁してたいへん大きなのがばつと入つておるわけでありまして、これは非常に不自然であると思ひます。これは後官庁の管轄の統一をやるというところを政府では企てておるわけでありまして、その手始めといたしまして、最近におきまして、管理局の定員は、ほかの方はみんな仕事が減る傾向にあるにもかかわらず、管理局の定員は六百二十五名増加になつておるわけでありまして、今後官庁に関する管轄はここに統合して行きたい、こういうふうな考えでおるのでございまして、従つて仕事もど／＼ふえております。そのために管理局というものを設けたい、こういう趣旨であります。管轄部が出ましたあと、管理局には大體国土総合開発計画の問題、それから建設業取締りの問題、あるいは建設機械の問題が残る。この建設業、建設機械というふうな問題につきましては、

これは建設行政全般に関連する問題でありますから、これを官房で取扱うということにかつて来ております。そういたしますと、あと国土総合開発、要するに国土計画の仕事が残るわけでありまして、その国土計画の仕事と都市の仕事と、このものを合せまして計画局というものにしたわけでありまして、でありますから、今度でいきます計画局というものは、都市が非常に大きな部分を占めておるわけでありまして、都市計画、そういうものがこの局の大きな仕事になります。それからもう一つは国土総合開発計画、国土計画、こういうものがこの局の中心をなして運営される。こういうことになると思ひます。

○上林山委員 むしろ計画局は将来の問題を考えて国土計画局、こういうふうにするのが建設省の性格からいって、将来性からいって、われ／＼はその方が正しい、その方がまた時代の要求に應じた組織である、こういうふうな考へておるのであります。ことに国土計画と都市計画とを一緒にするという問題、考えようによつては一応そう見られるけれども、本質的には必ずしもそうじゃない。新たにこれからどこかに国土計画の上において港をつくとか、あるいは新たに広い野原に新しい都市を建設するとかいうのは非常に趣が違ふのであります。そういう意味からいって、われ／＼はむしろ国土計画局をつくり、そして都市庁を置き、住宅局と管轄局は同じ性格のものであるから一連うといへば違ふが、七分通り同じである。だから建築局といふふうな改め住宅管轄の両方やつて行ける、また行かなければならぬと思ひます。

結論から申し上げますならば、まず建設大臣がお認めになつて出されたこの案で、最もわれ／＼の不服をいたしまして、そのところは、日本で特に国土開発が大事であるにもかかわらず、何人も認めておる欠陥は技術者を尊重しない、しないことではないでありまして、そういう傾向がある。これはあらゆる部面において、そう言えるのであります。特に土木建設、建築、いわゆる建設関係において、こういう傾向が多年あつたといふことよりいたしまして、われ／＼は建設事務次官のごとき、技術者を尊重するべきであるといふことを、當委員会においてもぜひおぼろげに論議して参つておつたのであります。ところが若次技監が次官を兼ねておられますのが初めての技術次官でありまして、それがおやめになりますと、またいわゆる事務屋の次官となつて参つた。それにはいろいろ理由があるであらうけれども、そういう伝統的なわれ／＼の考へに逆行いたしまして、技監といふものもやめてしまつて、技監といふものもやめてしまつて、技師を尊重しないといふこと、少くとも理由のいかにいかかわらず、技術者を尊重しないといふような感じを與えて参るのであります。これは一体どういふところからそういう考へが出たのであるか。これは前田委員から前にお尋ねになつたと思ひますが、もう一度伺ひたいのであります。

それから先ほど上林山委員は、住宅局と管轄局とは一つでもよいというふうな御意見もありましたが、そういう見方もできる。私たちの感じといたしましては、これは分離すべきである。そして管轄局というものは、確かに国費を有効に使う意味において、今ま

第一類第十六号 建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

建設委員会議録第三十二号 昭和二十七年五月十九日

です。すてにつくつておらなければならなかつたと思う。これは当委員会でも、国家的な営繕の統一という事は多年にわたつて主張して参つたのであります。これがばらばらになつておるがために、どれだけ国費が損じておるかという事は、幾らでも例がありまゝです。そこで私は営繕局をつくることに賛成であります。ただこれは本質的に、かつて大蔵省に営繕管財局というものがあつた、統一をしておりましたが、そういう関係と、今度できる営繕局とはどういふ関係になつておるか、大蔵省の営繕管財局にそのまま復帰するやうな考えのもとにやつておるのであるかどうか、もつと大きなものであるか、あるいはそれよりは小さいものであるか、方向は同じであるか、あるいはどこかかわつたところがあるのか、これを私は伺つておきたい。それが第二点。

第三点といはしましては、住宅局の問題であります。が、今後日本が福祉国家を建設して行くにつきまして、一番大事なことは住居の問題であります。衣食足つて礼節を知るといふすが、衣食は一応——根本的解決は出来たのであります。目先だけの解決はややつた形でありまゝ。もつとも食糧問題は、一歩下げてみますとこれはなにか／＼重大な問題で、決して解決も何もできておらないのでありますけれども、ただ目先だけを考へてみますれば、一応衣食も何とかなつた。ところが衣食住の住だけは／＼困窮といひますか、逼迫の度を加へておるのであります。あるいは結婚難といひ、あるいは／＼の青少年の不

住居の不足に端を発しておるのであります。住宅をいかに国民に與えるかという点が、これからの大きな民主安定の根源になると思ふのであります。この意味において私は、住宅局は営繕局と切り離して、大きな一つのものをつくつておかねばならないと思ふが、政府のお考えになつておる住宅局ではまだ小さ過ぎる。もつと大きな構想を立てねば、なにか／＼住宅問題は解決しないと思ふのであるが、これに對してうんと大きな、推進力のある、政治力の發揮できる、いわゆる国民の住宅問題解決にこたへ得るやうな大住宅局をお考えになつておるかどうか。言いかえまゝならば、これを建設省の一つの外局として、大きな住宅政策を推進する御意思があるかどうかという点をお尋ねしたいのであります。

○野田國務大臣 三点の御質問であります。が、按監制度の問題につきましては、一般の方針といはしましては、今回政府の行います行政機構改革におきましては、按監と事務次官と並列したやうな形になりまして、責任の關係が必ずしも明確でないやうな制度は、各省にわたつて全面的に廃止せられたのであります。建設省におきましても、按監という制度があつたのであります。が、全体的の方針に従つてやめたのであります。それにかうるに——私は技術を尊重しないという意味では全然ないのであります。むしろ今まよりもつと技術を尊重したい、あるいは建設省の持つております技術のブレンといふものを最高度に發揮したい、こゝういふ希望を持つておりまして、この点は村瀬委員と私はまづたよく相通じておると思ひます。そこで按監

制度は廃止するが、これにかうるに、按監制度の持つておりました最も必要な技術を尊重し、かつ最高度に發揮させるにはどういふやうにしたらいいかというところを研究いたしました結果、技術最高會議といふものを今度建設省において新しくつくることにいたしました。建設省内部の技術の最高峯を集めまして、打つて一丸として今日の問題を取上げまして十分検討する。そして結論を出し、それに従つて行く、いわゆる総力を結集するやうな形をつたわけでありまゝ。今までの按監制度は、正直に申しまして必ずしもさういふやうに動いておらなかつた。按監といふものは個人になりまして、この人がたとへば道路の専門家である場合、あるいは河川の専門家である場合、あるいは河川の専門家である場合、といふ専門にわかれておりました。村瀬委員御承知の通り、技術家が万端であることはなにか／＼むづかしい。そこでどちらか専門の方が按監になりました。その人が統べるやうなもの一つの方法でありまゝ。が、あるいは道路とか河川であるとか、港湾であるとか、その他建築であるとかいふやうな最高峯をすくつて最高會議をつくり、こゝで十分討議をして遺憾なきを期する、こゝういふやうに行くのも一つの方法だと思ひます。この後者の道を選んで技術を大いに尊重して行きたい、こゝういふやうに考へておる次第であります。また建設省の事務次官に按監をもつて充てたらどうかといふことにつきましても、私はあくまで適材適所主義をもつて、次官が建設行政の上においていかなることを果さなければならぬかといふことを勘案いたしました。適

材をもつてやつて行く方針をとつて行きたいといふやうに考へておる次第であります。むしろ按監であるとか事務次官であるとかいふやうなことににとらわれないで、最適任の人をもつてこれに充てる、こゝういふ方針を堅持いたしておる次第でございます。次に営繕局の考え方ですが、これは村瀬委員賛成してくだされいます。私たちの氣持をよくわかつてくださつて非常に満足するわけでありまゝ。が、ずつと昔には、御承知のやうに大蔵省に営繕管財局がありまして、その中が二つにわかれておりました。今の営繕局に當る部分と財産管理局に當る部分と二つの局にわかれておつたのであります。今考へております営繕局は、営繕管財局に對する工務部といふものに相當するのであります。當繕は、私は今後なおふえて行くと思へておりまして、諸々として——各省まだ終戦前後の一種の異常なアブノーマルな状態から、営繕が統一されておらない、ばら／＼になつてしまつたが、だんだん秩序が回復し、各方面で物が秩序的に行われるやうになつて来るにつれて、営繕は建設省の営繕局に統一すべきだといふ方向に今力強く足を踏み出しておる、こゝういふわけでありまゝ。

第三点の住宅局の構想であります。これを建築局にするといふ考へもあつたのであります。が、住宅政策の重要性にかんがみまして、これを局として今後力強く推進して行きたいと思へておる次第であります。これをさらに拡張して住宅庁あるいは大きなものにするかどうかといふことにつきましては、外局といふものでは、結局眞の意味に

おきまして行政力が強くならぬ、これは過去の事例が示しております。むしろ内局にしてそれを力強く推進して行くのがよろしい、こゝういふやうに考へておるわけでありまして、別に今大きく外局にするといふ考へは持つておりませんが、重点を置いてやつて行くといふことは考へておるわけでありまゝ。なお住宅の問題は、單に役所だけでやる、あるいは役所がもろゝろ指導の地位に立つてやりましようが、同時に民間の力を百パーセントあるいは百二十パーセントに活用して行くといふことを考へまして、政府と相応じまして住宅問題解決に力強く進んで行く民間の団体をたくさん設けまして、それとたたき提携をしてこの難問題の解決に進みたい、こゝういふやうに考へておる次第であります。

○上山山委員 営繕局の問題について村瀬委員から、これが全国的に統一される問題であるならば賛成であるといふやうな意味の質問があつたやうであります。私も政府機關を全部統一する、こゝういふ意味であれば半ば賛成であります。が、私どもの聞いたところによりまゝと、警察予備隊には建設部といふものををつくり、さらにまた鐵道は、公社ではあるけれども、考へようによればまだ純粹の公社ではないのであるが、その方面にも獨立したものを持つており、さらに特別調達庁の変形した存在もまたこれを許す、こゝういふやうに聞いておる。そゝういふやうであれば、われ／＼は建築局といふ名前のもとに住宅政策も重大であることは知つてゐるのでありますから、この段階においては、これを一緒にしてやつた方がかえつて合理的に能率を上げ得る

ではないかという趣旨を含んで私の質問であつたのでありますが、警備局の構想範囲というか、その程度を私が今指摘したものはずれののか、そういうものの中に入つて統一をとるのかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

しつづつ統合をはかつて行きたい、こういうふうな考えでおります。

○野田国務大臣 警備局の所掌事務であります。これはただいま申されましたように、政府あるいは政府関係機関の全体の警備というところまでは行つておりません。もしそれを行つて行きますと、膨大なものになるわけでありまして、人員からいいますと、何からいひましても、たいへんな仕事になるわけでありまして、それがはたしてよいか悪いかということについても特殊な研究がいると思ひます。一般的に建築は、これは警備局に極力集中して行こう、しかし特殊なものが中にはあるわけでありまして、特殊なものの中には、まづは必ずしも警備局に統一するがよいかどうかという点について相当考慮を要すると思ひます。特殊なもの、しかも膨大な量に上つていくというようなものにつきましてこれを統一することはどうか。たとえば国有鉄道というものがあつます。国有鉄道に関するものは警備局が全部こちらで引受けるかどうかということにつきましては、慎重に考慮をしなければならぬと思ひております。専売公社の工場等につきましても、相当部分警備局において取扱つて行けると思ひますが、仕事の内容の許す限りにおきまして、できるだけ集めて行きたいというふうな考えでおります。ただ警備関係の仕事につきましても、特殊なものやいろいろな関係がありましますので、それらを漸次整理

しつづつ統合をはかつて行きたい、こういうふうな考えでおります。

○村瀬委員 先ほどの建設大臣の私に對する御答弁について、もう一度お尋ねをいたすのであります。野田大臣を頼んずる意思では必ずしも技術者を頼んずる意思では毛頭ないという御答弁でありましたが、私はその点は非常に技術者を頼んずるようにとれるのであります。なるほど技術者を雇止して最高技術會議というものを設けて、専門の港務あるいは建築、土木の一つでなしに、全部を集めてその任務を遂行するといふ点をお述べになりましたけれども、そうなりますと、かえつて力は分散して弱まるのであります。機構だけがいかに大に大きくできましても、実際の技術の活用という面が、いかにも稀薄になつて参ります。現に日本學術會議といふものがあつて、その選挙によつていろいろ専門々々の學者、いわゆる技術者も出て來ておるのでありまします。それらが施策面に強力な効用をなすかどうかといふことは、まだあまりはつきり表明されてお

りません。ことに何々監という通産省その他のものと違ひまして、この内務省時代からの技監といふものには、長い伝統もあり、また運用も十分有効に行われて参つてゐるのであります。今までの国土建設行政といふものは、実はこの技監制度の実施によつて非常に負うところが多かつたと思ひます。ただいまの御答弁によりますと、一人では全部兼ねられない。港灣専門もあれば、道路専門もある。河川専門もあれば、建築専門もある。それから、それらのものがすべての技術の最高峰を持つるには運用上どうか、といふようなお話もありましたけれども、それはたとえば東大の総長を選ぶ場合にも、あるいは理科からも出る。出でましようし、あるいは文科からも出でましよう。それは一つのこととして、その制度、機構でありまして、機関として、それはさういふものが何から出ようかといふ問題ではないのであります。従つてさういふ機関をここに置いておくといふことが、技術を尊重する具體的な現われともなるのであります。それを最高會議といふようなものにしてしまふといふことは、いかにも技術がぼやけてしまふという感じがいたすのであります。それらに對して大臣は、どういふお考えを持っておられるか。とかく委員會とか何々會議といふものは、ただ漠然と大勢の者が集まるだけで、強力な施策面の指導といふことは困難でありまします。その点をどうしようにお考えになつておられるか伺ひたいのであります。

それから警備局は、かつての大蔵省の警備管財局の工務部に相当するといふ御答弁でありましたが、それでは昔

の警備管財局の仕事が、現在どういふふうになつておるでございませうか。私は昔の警備管財局といふものは、なか／＼よい仕事をしておつたと思ひますが、それが大蔵省でどういふ仕事にわかれるか。今度建設省に警備局ができて、どういふ仕事の区分になるかといふ点を、もつと具體的に伺ひたい。と申しますのは、昔の警備管財局の工務部のような仕事だけでは、せつかく警備局を設けましても、上林山委員が言ひ通り、技術だけならば、そこに建築局を置いて住宅局とくつめてよいではないかといふやうな意見も起る余地が生ずるのであります。いゝゆる昔の警備管財局、もちろん大蔵省の財産管理といふところまで建設省が立ち入ることとはできないと思ひますが、そこらあんなばいよくして、有機的に何らか活用する方法があるのではないか、そこで初めて警備局の存在の効用が生ずるのではないかと思ひますので、この点を特に伺つておきます。

○野田国務大臣 技監制度にかへるにつつきましては、私は、その構成並びにその仕事の範囲、あるいはそれに具體的な人々の関係からいひましても、必ずや緊密にしてかつ有効なる運営が期し得られるといふふうに考えております。建設省の技術に携つてゐる人々、おの／＼最もよき技術者建設にもたらしたいといふ熱意に燃えております。その点におきまして、この熱意を持つた人々の結集でありま

○野田国務大臣 警備局の所掌事務であります。これはただいま申されましたように、政府あるいは政府関係機関の全体の警備というところまでは行つておりません。もしそれを行つて行きますと、膨大なものになるわけでありまして、人員からいいますと、何からいひましても、たいへんな仕事になるわけでありまして、それがはたしてよいか悪いかということについても特殊な研究がいると思ひます。一般的に建築は、これは警備局に極力集中して行こう、しかし特殊なものが中にはあるわけでありまして、特殊なものの中には、まづは必ずしも警備局に統一するがよいかどうかという点について相当考慮を要すると思ひます。特殊なもの、しかも膨大な量に上つていくというようなものにつきましてこれを統一することはどうか。たとえば国有鉄道というものがあつます。国有鉄道に関するものは警備局が全部こちらで引受けるかどうかということにつきましては、慎重に考慮をしなければならぬと思ひております。専売公社の工場等につきましても、相当部分警備局において取扱つて行けると思ひますが、仕事の内容の許す限りにおきまして、できるだけ集めて行きたいというふうな考えでおります。ただ警備関係の仕事につきましても、特殊なものやいろいろな関係がありましますので、それらを漸次整理

しつづつ統合をはかつて行きたい、こういうふうな考えでおります。

それから警備局は、かつての大蔵省の警備管財局の工務部に相当するといふ御答弁でありましたが、それでは昔

の警備管財局の仕事が、現在どういふふうになつておるでございませうか。私は昔の警備管財局といふものは、なか／＼よい仕事をしておつたと思ひますが、それが大蔵省でどういふ仕事にわかれるか。今度建設省に警備局ができて、どういふ仕事の区分になるかといふ点を、もつと具體的に伺ひたい。と申しますのは、昔の警備管財局の工務部のような仕事だけでは、せつかく警備局を設けましても、上林山委員が言ひ通り、技術だけならば、そこに建築局を置いて住宅局とくつめてよいではないかといふやうな意見も起る余地が生ずるのであります。いゝゆる昔の警備管財局、もちろん大蔵省の財産管理といふところまで建設省が立ち入ることとはできないと思ひますが、そこらあんなばいよくして、有機的に何らか活用する方法があるのではないか、そこで初めて警備局の存在の効用が生ずるのではないかと思ひますので、この点を特に伺つておきます。

○野田国務大臣 技監制度にかへるにつつきましては、私は、その構成並びにその仕事の範囲、あるいはそれに具體的な人々の関係からいひましても、必ずや緊密にしてかつ有効なる運営が期し得られるといふふうに考えております。建設省の技術に携つてゐる人々、おの／＼最もよき技術者建設にもたらしたいといふ熱意に燃えております。その点におきまして、この熱意を持つた人々の結集でありま

○野田国務大臣 警備局の所掌事務であります。これはただいま申されましたように、政府あるいは政府関係機関の全体の警備というところまでは行つておりません。もしそれを行つて行きますと、膨大なものになるわけでありまして、人員からいいますと、何からいひましても、たいへんな仕事になるわけでありまして、それがはたしてよいか悪いかということについても特殊な研究がいると思ひます。一般的に建築は、これは警備局に極力集中して行こう、しかし特殊なものが中にはあるわけでありまして、特殊なものの中には、まづは必ずしも警備局に統一するがよいかどうかという点について相当考慮を要すると思ひます。特殊なもの、しかも膨大な量に上つていくというようなものにつきましてこれを統一することはどうか。たとえば国有鉄道というものがあつます。国有鉄道に関するものは警備局が全部こちらで引受けるかどうかということにつきましては、慎重に考慮をしなければならぬと思ひております。専売公社の工場等につきましても、相当部分警備局において取扱つて行けると思ひますが、仕事の内容の許す限りにおきまして、できるだけ集めて行きたいというふうな考えでおります。ただ警備関係の仕事につきましても、特殊なものやいろいろな関係がありましますので、それらを漸次整理

しつづつ統合をはかつて行きたい、こういうふうな考えでおります。

それから警備局は、かつての大蔵省の警備管財局の工務部に相当するといふ御答弁でありましたが、それでは昔

の警備管財局の仕事が、現在どういふふうになつておるでございませうか。私は昔の警備管財局といふものは、なか／＼よい仕事をしておつたと思ひますが、それが大蔵省でどういふ仕事にわかれるか。今度建設省に警備局ができて、どういふ仕事の区分になるかといふ点を、もつと具體的に伺ひたい。と申しますのは、昔の警備管財局の工務部のような仕事だけでは、せつかく警備局を設けましても、上林山委員が言ひ通り、技術だけならば、そこに建築局を置いて住宅局とくつめてよいではないかといふやうな意見も起る余地が生ずるのであります。いゝゆる昔の警備管財局、もちろん大蔵省の財産管理といふところまで建設省が立ち入ることとはできないと思ひますが、そこらあんなばいよくして、有機的に何らか活用する方法があるのではないか、そこで初めて警備局の存在の効用が生ずるのではないかと思ひますので、この点を特に伺つておきます。

○野田国務大臣 技監制度にかへるにつつきましては、私は、その構成並びにその仕事の範囲、あるいはそれに具體的な人々の関係からいひましても、必ずや緊密にしてかつ有効なる運営が期し得られるといふふうに考えております。建設省の技術に携つてゐる人々、おの／＼最もよき技術者建設にもたらしたいといふ熱意に燃えております。その点におきまして、この熱意を持つた人々の結集でありま

ているわけであります。この点につきましては、二十七年年度においては、役所と役所との申合せなり、あるいは予算編成等の過程におきまして、大体これだけのものを法務府でやるという話合いができておりますので、それによつてやつて行かざるを得ないかと思ひます。しかしながら、二十八年年度以降におきましては、この問題を管轄統一の観点から十分考えまして、どうして法務府——今度は法務省になりまして、法務省自体でやる必要があるものを除きましては、管轄局に統一したい、こういうふうな考えでおるわけであります。

それからなお文部省でやつております学校管轄につきましても、これは一時的な現象といつたしまして今文部省でやつておりますが、文部省では御承知のように、それをやるために教育施設部という独立した部が管理局の中にあります。しかし、この施設部を廃止いたしました。しかし仕事は、二十七年年度の仕事はやはり向うで大部分やつて行くといふことになつております。それはそれで行きませんが、将来の方向といつたしましては、文部省でなければ困るといふ特殊なものを除きましては、漸次管轄局の方に持つて来るように話を進めたい、かように考えております。

○村瀬委員 次に住宅局に対します先ほどの御答弁によりますと、外局は必ずしも力が強まるものではないという考えを持つておるというふうな御答弁でありました。私たちの考えといつたしましては、たとえば水産局よりも水産庁なるものが力が大きく、林野局よりも林野庁が力を發揮しておる、こう思うのでありますが、大臣のお考えは一体

どこにあるのでありましようか。そして住宅問題には非常に大事だ、民間をも総動員してやらなければならぬほどの大問題だといふ観点は、私と同じだと思つておりますけれども、何といひましても今日の情勢では、事は急を要するのでありまして、いかに政府が力を入れても、ここ三年や五年では、三百数十万戸不足しておる日本の住宅が完全に解決することは困難であります。そういうわけで、政府の総力をあげて熱意を示さなければならぬと思つておりますが、これを外局にしても必ずしも力が大きくならないといふ点は、私は承服できないからその御説明を求めると、また何とかして一つの住宅省とまでは行かないにしても、きわめて大きな力をここに結集して、住宅問題解決に熱意を示すといふ点についての御構想があれば伺つておきたいのであります。

○野田国務大臣 繰返して同じことを申し上げようであります。やはり住宅問題の重要性といふことは、われわれも十分に承知いたしてございまして、それがために大いに努力をしたいと考えておるのでありますが、それを実行すべき機構といつたしまして、住宅局を外局にするかどうかといふことについては、私は疑問を持つておる。まして、先ほども申されましたように、政府なら政府全部の力を結集しなければならぬといふことは、御説の通りであります。まず全政府の力を結集し、あるいは全国民、官民を通ずる力を結集する前に、建設省として住宅問題に全力を結集する必要があるのではないかと思つております。私の記憶では、昔の外局と、国家行政組織

法における外局とは違つてありまして、外局はかなり独立性を持つておるわけでありまして、でありますから、建設省の外局とすることは、建設省から非常に離れるといふことが考えられるのであります。離れなければ外局にすの意味がない。ところが住宅局の仕事は、建設省の他の行政と非常に関係もあり、かつまた大臣、次官などが一生懸命に力を注がなければならぬ、全責任をもつて予算をつぎ込まなければならぬといふ性質のものだと思ひます。従つて外局にして別の長官を置きますと、これは長官と大臣と対立するという意味ではありません。もちろん大臣が長官を任命するわけでありまして、人事の問題とかいろいろな点におきまして独立性を持つてしまふのであります。私はかなり離れるようになると思ひます。それよりは大臣あるいは次官と一緒に、がつちり行くといふ方が強く行くと思ひます。そういう関係から行きますと、外局よりは内局に大臣としては重きを置くといふわけでありましようし、次官でも当然そういうことがある。私は仕事の重要性からいふならば、むしろ外に出で、関係の源をあるといふふうに行かないで、みづからの内局に包摂して、大臣、次官以下これにうんと力を入れて行くことがいいのじやないか、少くとも現在の国家組織法においては、それがいいのではないかと考えておるのであります。重要性については決してこれはないがしろにする意味ではないので、十二分の力を注いで行きたい。大臣、次官が体当りで向つて行くといふような考え方で行きたいと思つておるのであります。

○村瀬委員 管轄局、住宅局の問題はその程度にいたしまして、次にお尋ねいたしたいと思ひますのは、野田さんが建設大臣に御就任になりまして、大休国土省の当委員会における構想に御共鳴になりました。そうしてその後他省からいろいろ誤解されるほど、建設省の拡充については御熱意を示され、われわれは野田大臣を超党派的に支持して参りました。ところが現在こういうふうな建設省設置法を改正されて参つたのであります。あの當時御熱意を示された、いわゆる川の源から海に達するまでの一つの建設行政、砂防関係はすべて建設省で責任を持つといふ思想、それからその末端であるところの港灣についても、むしろこれは以前に内務省時代には内務省に所屬しておつたのでありまして、これはむしろ戦時中に一時ちよつと運輸省に間借りしたといふか、軒を借りたといふだけの問題であつたのであります。これがこれらに對しましては、その後どういう経過と、お考えに変更があつて、こういう案になつたのであるか。また今度はこうして置くが、一年あと半年あとにはどういふふうにするつもりだといふ構想があるのかないのか、そういう点について伺つておきたいのであります。

○野田国務大臣 ただいまの国土省の構想につきましては、御承知のよう、二十四年に設けました行政制度審議会の答申の中にも、国土省の案が出ております。また吉田総理の要望に基づきましてつくられた政令諮問に関する委員会の答申におきましても、国土省といふものが出ておるわけでありまして、従いまして、行政機構改革を現段

階において考えるようになります。そういう点に当然觸れて参るのであります。現に、国土省をつくるという考えも一時存在したわけでありまして、考え方としては、なか／＼筋の通つた、いい考え方だと思つておるのであります。また、今日におきましては、いろいろ各方面に對する関係におきまして、十分まだ熟しておらない点があると思はれるのであります。今後この問題はさらに検討を加へまして、將來どういふ形になりますか、とにかく水に關する行政といふものの首尾一貫した全き運用を期したいといふふうには、何らかの方法でそうしたいといふふうに考えておるわけでありまして。

○村瀬委員 水道問題の建設省と厚生省の共管とか、砂防関係の林野庁といふような面とは、なるほどそのあり方が違つていたしましても、港灣関係におきましては、何人も自明の理だと思つておりますが、これはどうだつたのであります。○野田国務大臣 港灣につきましても、港灣建設と港灣の運営というからみついておる問題がありまして、御承知のように、港灣法という法律もできておる今日におきまして、かりに運営と建設を切り離す場合におきましても、やはり十分なる検討を遂げなければならぬ、こういうふうな感じでおるのであります。○上林山委員 大臣に伺ひたいのは、管轄局は、これは行政を主としてやる局ではない。行政といふは行政のうちにも入るかも知れぬが、これは行政をやる局とは思へない。行政は国民に對して直接やるものを主としなければならぬといふことは、御承知の通りで

それからなおその他の御指摘のいろいろの点がありました。今後運営に

し先ほども申し上げた通り、大臣からは明確なそれに対する答弁はなかつた

が、現実的に考えても、将来の問題を含めて考えてみても、建設省のあるべ

市局が消えて営繕局ができた、これは今までの方の言われた通りであります。

それからもう一つ技監の問題が村瀬さんから出たのであります。これ

は質問よりも意見にわたつてはなはだ恐れ入ります。技監にいたしましても、大臣は技術を軽視しない、こういうことを申し上げておきます。私たちがそれを信じたいと思うのであります。しかし掲げられた点によりますと、これでも技術というものは全然だめになつた、こういうふうに感ずるのです。感ずるところに問題がある。それでありますから、この現在の技監を置いておるといふ制度が、はなはだしく悪いのなら別問題であります。が、はなはだしく悪いものでなければ、こういう技監制度を存置しまして、さらにその技監に働きを持たせるところのものでなければならぬ。現在の技監ならわれ／＼もいらぬと思ひます。仕事を與えてないのですから、あるいはやるような仕掛になつていないのですから、この技監をもつと働かせるように、たとえば建設省の設置法のいろいろな仕事があります。その技監のいろいろの最高の技術はこの技監にやらせるといふふうな、もつとこれを改善する方法に出なかつたかといふことを私ははなはだ惜しむのであります。意見にわたります。が、もしそれらの点につきまして大臣の御答弁がありますれば聞きたいと思ひます。

昭和二十七年五月二十七日印刷

○前田(榮)委員 私には野田さんに、建設局の關係ではございせんが、行政機構改革の線に關する問題といたしまして、當委員會が扱つておられます調達庁關係の内部のことについては所管大臣にお尋ねいたしますが、行政機構に關する問題として一言御所見を伺つておきたいのは、今度調達庁設置法の一部改正案の中に、全國の調達局八局を七局にして、そうして中國、四國を相當のたしてある吳局を大阪局に合併するといふことになつておるのであります。それはいろいろ理由があることを私も認めます。なおそれに取扱うところの事務等の縮小された点も認めますが、私は野田國務大臣にお尋ね申し上げたいのは、こういう機構改革についての簡素化、能率化、現地に即応した問題を考へられる問題は、この吳局を廢止する問題が、いわゆる事務が少いといふことでは事は納まらぬと思ひます。吳局の縮小を考へて、ただ局長は職階制の、あるいは十三級か十四級か知りませんが、そういう一律的な局長を置かなければならぬといふ観点を持ちますと、縮小されたところはちよつと困ることになりますから、そういうことは従来の各府縣の知事が親任官の知事もあり、あるいは勅任一等の知事があり、二等の知事があり、大きい縣と小さい縣とはいへ／＼違つておつた。こういうような建前で非常な龐大な事務を取扱つておる局は、大きい職階制の上級の者を置き、少いものは小さい者を置く。そうしますと、中國、四國といふ広範圍なものを取扱つておるものは、これに關連したいわゆる不動産の處理、紛争の處理といふような

ことは、ことごとく地方庁あるいは國警だとか、その地保安庁等の關連も持つのであります。中國、四國についてはみな建設省は建設局を廣島に置き、通産省も廣島に置き、あるいは國稅庁も廣島にこれらを取扱つておるものを置いておる。こういう行政全体の立場から考へても、むしろ簡素で能率が非常に上り、もつて及ばず影響は地方の住民の非常な利得になり、またこれが地方の町村あるいは府縣あたりにおいても非常な便宜を來すゆえんだと思ひます。なぜかといふ画一的なものを置かなければならぬといふ観点に立つてこんなことをされたのか。またそういう考へはなしに、實態に即した能率化、簡素化したものを置くといふ建前で行政機構改革を將來考へようとしておられるか。この点を簡單に一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○野田建設大臣 地方の出先機關の問題はな／＼いろいろむづかしい問題がございまして、ただいま御指摘の点につきましては、行政管理局と特別調達庁と十分協議いたしました。そして結局お手元に出しましたような案で、まずこの際としては行こうじやないかといふことでおちついた事情になつております。この点十分御了解願ひたいと思ひます。

○田中委員長代理 速記をとめて。

○田中委員長代理 速記を中止。

○田中委員長代理 速記開始。

この際お諮りいたします。建設省機構改革に關する件及び國土総合開発に關する件の兩件に關しましてはその取扱ひを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和二十七年五月二十八日発行

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさうとりはからいます。本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。本日は散會いたします。

午後三時四十五分散會

〔参照〕

日本國との平和條約の効力の發生及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施等に伴ひ國家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 印刷局